

1 . 高松市総合体育館および高松市福岡町プールの駐車 場使用料並びにプール使用料金について

お許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。市長並びに関係部長の前向きな答弁を期待いたします。

最初に、スポレク香川2003並びに、高松市総合体育館および高松市福岡町プールの駐車場使用料とプール使用料金についてお伺いいたします。

去る11月1日から4日まで全国スポーツ・レクリエーション祭、スポレク香川2003が開催された事はまだ記憶に新しいところであります。このイベントは、広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供することにより、国民一人一人のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって国民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に役立てることを目的として開催されました。関係各位のご尽力で大成功のうちに終了できたことは大変喜ばしく思っております。この大会は私たちの日常生活の中にスポーツ活動やレクリエーション活動が定着し、日常化していることを改めて確認するものでもありました。

そこで市長にお伺いいたしますが、スポレク香川2003の成功を踏まえ、本大会の総括と、生涯スポーツを振興する必要性と方策についてご所見をお示しください。

ところで、香川県は行財政改革推進プランに基づき、県大的場健康体育センターを今年度限りで廃止するようで、今まで当プールや体育室、トレーニング室を利用していた市民の相当数が高松市総合体育館や福岡町プールに流れ込むことが予想されます。県プールの昨年度の利用者数は48,000人で福岡町プールはピーク時の11年度に比較して、昨年度は約2万人減の56,900人の利用があったようであります。私は高松市総合体育館及び福岡町プールが県大的場健康体育センター閉館後の受け入れ施設として、早急に対応策を検討する必要があると考えています。

高松市総合体育館は昭和61年11月に供用開始以来、バレーボールやバドミントンなどの球技大会や柔・剣道、和弓、アーチェリー大会などに出場する選手・監督、役員だけでなく、トレーニング室や卓球場を利用する個人利用者、2階の食堂・喫茶室の利用者、体育施設の使用申し込みや子どもたちの送迎などで来館する人、競技大会の観戦・応援や各種の催物に来る人など非常に変化に富んでおります。

一方、福岡町プールは、平成10年4月に供用を開始してから、水泳愛好者のみならず、高齢者や自己の健康の保持や増進を目指す人々やリハビリテーショ

ンを目的として利用されている人々も大勢いるようです。

しかし、建設当時は西日本一と言われた総合体育館や市街地に位置する福岡町プールの利用率は年々低下傾向にあり、その理由の一つに駐車場問題があるようです。

高松市総合体育館と福岡町プールの駐車場は、普通自動車を駐車する場合1日1回340円で、最初の1時間まで無料となっておりますが、県内の公共の体育施設は今回廃止になる大の場健康体育センターを含め、駐車料金は徴収されていません。昨年度の両施設の駐車場使用台数は90,060台で、最初の2時間までの使用台数は3万8900台で、実に全体の43.19%を占めております。そこでお尋ねいたしますが、さらなる有効活用を図ると共に、大の場健康体育センターの受け皿として、高松市総合体育館及び福岡町プールの駐車場使用料を2時間まで無料にして、一人でも多くの市民がスポーツやレクリエーションを通して健康保持・増進、体力の向上が図られるようにすることが必要と思っておりますが、ご所見をお聞かせください。

また、既存スポーツ施設の利用率の向上には民間施設と同じように、関係者の営業努力も重要で、企画力とPR力、そして接客サービスが勝敗を左右します。そこでお尋ねしますが低下傾向にある既存スポーツ施設の利用率の向上策についてどのようにお考えかご所見をお聞かせください。

また、福岡町プールの利用料金が560円であるのに対し、大の場健康体育センターの温水プール使用料金は520円で、大きな差はありませんが、県には継続利用の料金設定があり、1カ月に10回の利用で3,120円、1回あたり312円で利用できるようになっていて、継続利用者への便宜が図られています。私は利用頻度の高い継続利用者に対する便宜を図る事により、1回あたりの収入は減るものの、利用者増により収入は増加すると試算しています。より多くの方に使ってもらうことが施設建設の所期の目的であり、本来の姿だと思っております。そこで、お伺いしますが、本市も大の場健康体育センターが実施している継続利用券を発行するなど、継続利用者向けの料金設定をはいかがでしょうかご所見を伺いいたします。

2. 住民基本台帳カードの活用と住民サービスの向上について

次に住民基本台帳カードの活用と住民サービスの向上についてお尋ねいたします。この質問は過去に同志会の代表質問で三笠会長や鎌田政務調査会長が行っていますが、住基ネット2次サービスが8月25日から開始され、4ヶ月近く

経過した現在、新サービスである住基カードの発行を受けた方もおられますことから、より掘り下げて質問させていただきます。

私は先日、市民課の窓口に出向き写真入の住民基本台帳カードの交付を受けました。申請書は用紙が大きいうえ、記入項目も少なく、これだけでいいのだろうかと思うほど簡単で分かりやすいものでした。また、窓口ではフロアアシスタントの方が受付について案内をしてくれ、スムーズに手続きを終えることができました。そして、待つこと約20分、私の真新しい住基カードが完成し、500円を支払って受け取りました。受け取ったカードには有効期限、生年月日、性別、氏名、住所、そして写真が印刷されていました。このカードには独立した3つの領域があります。一つは生年月日、性別、氏名、住所を記入した住基ネットの領域、二つ目は多目的サービスの領域、そして三つ目が公的個人情報認証サービスの領域で、それぞれの領域内に保存されたデータを基にそれぞれのサービスが提供されることとなります。外見上は普通のクレジットカードと同じで、薄くて軽いものですが、また新しいカードが増えて困ったなあと思っています。現在、私が高松市から発行されたカードで持っているのは、印鑑証明などに使う高松市民カードと高松市シティーネットのカード、図書カード、そして市民病院の診察券の4枚でしたが、今回、住基カードが追加され合計で5枚になりました。どこに保存しようかと考えてしまいました。多くのカードを持つと煩雑になり、慣れない高齢者の方に使い分けていただくのは難しいなあと思ったのも正直なところであります。

このカードを利用したサービスが充実したものになるかどうかは、発行枚数が増加することが大きな要件の一つであると思われます。しかし、仄聞するところによりますとあまり発行されていないようではありますが、現在の発行枚数は何枚ですか、お示しいただくと共に、発行増に向けた取り組みについてお聞かせください。また、先に述べた4種類のカードについても発行枚数をお教えください。

次に、第1の領域である住基ネットの領域が受け持つ仕事についてお尋ねいたします。住基ネットの構築により全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが受け取れるようになったようですが、2次サービスの稼働後、本市において市民以外の方の発行は何件でしょうか。また、高松市民が本市以外で発行を受けた件数も判ればお示しくください。また、住基カードにより転入転出の届出が1回で済むようですが、住基カードを利用した転入転出手続きの件数もお示しくください。また、住基ネットに保存された個人情報をいつ、どの行政機関が何のために利用したか公開するシステムを構築することになっていますが、そのシステム稼働に向けた進捗状況をお示しくください。

次に第2の領域である多目的サービスの領域についてお尋ねいたします。この

領域は各市区町村の条例による多目的サービスの領域で、先に私が述べた高松市民カード、高松シティーネットのカード、図書カード、市民病院の診察券を1枚のカードで済ませてしまおうという考え方です。そこでお尋ねいたしますが、現在本市が発行している既存カードと住基カードとの統合と、今後の新サービスへの展開についての高松市情報化推進会議の下部組織である住基カード独自利用検討部会において全庁的に検討を進めていると聞いておりますので、その検討状況をお示しください。

次に第3の領域である公的個人認証サービスの領域についてお尋ねいたします。公的個人認証サービスは行政手続きがインターネットを通じてできるようにするために必要な、電子的に個人を認証する機能で、その人が持っている鍵と考えるほうが簡単だと思います。自宅のパソコンにカードの読取装置を取り付け、自分の住基カードをセットします。自宅のパソコンと行政機関のパソコンをインターネットで接続し、暗証番号を入力すれば鍵を開けることができます。この機能を利用してパスポート発行の申請を自宅からしたり、将来的には在宅での行政サービスが受けられることになるとと思います。そこでお尋ねいたしますが、公的個人認証サービスの実施時期と利用方法に対する市民への周知についてお示しください。

また、究極の市民サービスは在宅で行政サービスを受けられるようにすることだと思います。インターネットのWeb内にMyサイトを設け、個別サービスが提供されているサイトをよく見かけます。自分の個人情報の確認や市民サービスの新規申し込みや確認、変更など、さまざまな応用が考えられます。個別サービス管理システムへの取り組みについて市長のご所見をお聞かせください。

一方、電子署名法が平成13年(2001年)4月1日から施行され、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されました。また、認証業務のうち一定の基準を満たすものは、国の認定を受けることができる制度が導入されました。このようなことから、先日、東京で開催された自治体フォーラムでは時刻認証サービスなど文書の原本性を確保するシステムが紹介されました。公的個人認証サービスと電子署名により自宅にいながらにして、印鑑証明や住民票などの発行を受けることも現実のものとなりつつあります。高齢者や障害者にとってはまさに究極のサービスといえると思います。そこでお尋ねいたしますが、在宅での公的証明書の発行に向けた取り組みについて市長のご所見をお聞かせください。

3. パソコンを廃棄する時のセキュリティ問題について

次にパソコンを廃棄する時のセキュリティ問題についてお尋ねいたします。

本年 5 月に、四日市市の職員が個人情報を含む公文書が記録されたままの私有パソコンをゴミとして廃棄していた問題が報じられました。私は住基ネットのセキュリティ以上に大切な問題だと思いました。本市では庁内 LAN の整備に伴い、平成 11 年度に 1200 台、平成 12 年度に 580 台のパソコンが職員に配布され、ワーキングのツールとして無くてはならないものになってきました。そして、そのパソコンも入れ替えの時期を迎え、本年度中に 2000 台のパソコンをいっきに最新型に入れ替えることになっています。そこで問題になるのは廃棄するパソコンには個人情報を含めた、多くの情報が記憶されており、どのような手段で廃棄されているかということであります。最近のパソコンの記憶装置は高容量化し、膨大なデータが記憶されています。また、使用途中でインストールした新しいアプリケーションの使用権を含め廃棄時には初期化して業者に渡すことが義務と考えます。ところがデータを廃棄する時、初期化という作業をしますが、この初期化を実施しても記憶装置の頭の部分、本で言えば目次の部分だけを消して、肝心のデータは記憶装置の奥に残っている場合が多くあります。専門的な技術があれば消したはずのデータが簡単に復活できるのです。したがって破棄するときはパソコンに残されたデータを完全に初期化してしまう必要があります。業者任せは危険を伴います。ネットワーク管理者が責任を持って処置し、廃棄業者に渡す必要があると思います。

そこでお尋ねいたしますが、庁内 LAN で使用していたネットワークパソコンを廃棄する時のデータの削除やアプリケーションのアンインストールはどのような手順で行われているのでしょうかお答えください。また、個人所有のパソコンからの情報漏洩について、職員への指導の徹底を図る必要があると考えますが、重要な問題でありますので対応方法について具体的にお示しください。

4 . 高松自動車道の高松東 I C 以東の 4 車線化について

次に高松自動車道の高松東 I C 以東の 4 車線化についてお尋ねいたします。高松自動車道は本年 3 月 30 日に、高松西インターチェンジから高松中央インターチェンジ間が開通し、高松市民の悲願であった全線が開通しました。私は開通以来、何度も檀紙インターチェンジから香川県東部への移動に利用しましたが、上天神交差点付近の渋滞に巻き込まれることなく走行でき、高速道路の恩恵をつくづく感じています。道路関係 4 公団の民営化の議論が不透明である現在、高松市内区間の全線開通は大変喜ばしい限りであります。

しかし、報道によりますと、今月 11 日午前 10 時 55 分ごろ、さぬき市志度の高松自動車道下り線で、タンクローリーが、停車していた軽ワゴン車に追突し、軽ワゴン車は、タンクローリーと前方で停車していた大型トラックとの間

に挟まれて大破し、運転手が胸を強く打って死亡たそうであります。県警高速隊の調べでは、現場は片側一車線の直線道路。事故当時は舗装工事に伴う通行規制のために渋滞しており、軽ワゴン車は最後尾で停車していたようです。

この事故の事を聞いて、私は高松東インターチェンジから鳴門インターチェンジ間の早期の4車線化を実現する必要があると感じました。同区間は追い越しのための片側2車線区間が数箇所ありますが、それ以外は片側1車線の区間であり、ドライバーにとっては大変に走行しづらい道路となっています。松山道、高知道は順次、4車線化が進められているときいており、高松自動車道も4車線化を強く要望する必要があると思います。そこでお尋ねいたしますが、高松自動車道の高松東IC以東、鳴門IC間の4車線化について、国などへ強く要望することについて市長のご所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。